

外国株式に関するご説明資料

- ※ 外国株券等の取引に関する重要事項
- ※ 外国株式の国内店頭取引について

2016年7月版

外国株券等の取引に関する重要事項

光証券株式会社

外国株券等の取引については、以下の点を十分ご理解のうえ取引されるようお願いいたします。また、契約締結前交付書面の内容を十分にお読み下さい。なお、このリーフレット及びその他外国株券等の取引についてご不明な点がございましたら、当社までお問合せください。

1. 手数料等及びリスク等について

- 外国株券等（※1）の取引には、国内の取引所金融商品市場における外国株券の売買等のほか、外国金融商品市場等における委託取引と国内店頭取引の2通りの方法があり、当該取引には所定の手数料等（委託取引の場合は約定代金に対して上限108万円（消費税込み）の委託手数料及びその他現地手数料等（当該諸費用は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。）、国内店頭取引の場合は所定の手数料相当額、等）をご負担いただく場合があります。
 - 外国株券等の取引にあたっては、株式相場、為替相場等の変動や、投資信託、投資証券の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等（裏付け資産※2）の価格や評価額の変動に伴い、投資対象である外国株券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
 - 外国株券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、金融商品の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。
- ※1 外国株券等には、外国市場上場の外国株券、新株予約権証券、上場投資信託、上場投資証券等を含みます。
- ※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※3 委託手数料の消費税は、平成28年7月1日現在を基準（税率8%）として記載しておりますが、税制改正により税率改正が行われた場合には、改正新税率が適用されます。

当社の概要

商号等 : 光証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第30号
加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

2. 外国証券情報の提供について

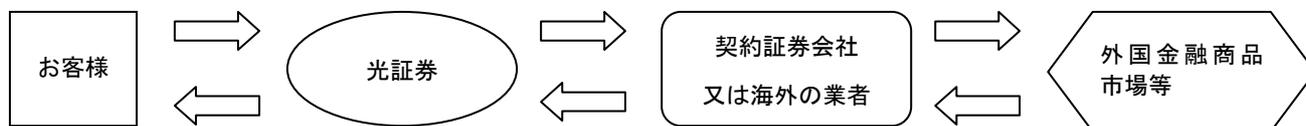
外国株券等の中には、金商法に基づく企業内容等の開示がなされていない銘柄があります。金商法に基づく企業内容等の開示がなされていない銘柄の外国株券等について、お客様から国内店頭（仕切）取引の買付注文をいただく場合には、予め若しくは同時に『外国証券情報』を提供または公表した上で、買付注文をお受け致します。

3. 取引について

外国株券等の取引には、国内の金融商品取引所上場の外国株券等の売買のほか、外国金融商品市場等における委託取引（外国現地委託取引）と国内店頭取引（仕切）取引の2通りの方法があります。

■ 委託取引（外国現地委託取引）

お客様のご注文を、外国金融商品市場等にお取次ぎいたします。



- 外国金融商品市場等との時差の都合から、約定日は発注日より1日後となります。（香港は当日約定）
- 注文は日本株と同様に指値、成り行き注文が出来ます（一部出来ない地域もあります）。

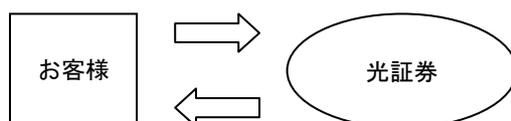
- **国内取次ぎ手数料**と、**現地委託手数料**は約定代金に含まれず、これらの手数料が別途かかります。

（注）海外清算代金とは、約定代金（約定単価×数量）に現地コスト（現地手数料等）を加減したものです。

上記の委託手数料は、交付いたしました契約締結前交付書面集の外国株式をご参照ください。

■ 国内店頭取引（仕切）

当社選定銘柄について、当社が相手方となって日本国内でお客様との売買に応じる取引です。



- お客様に提示する売り・買い仕切価格は、前日の取引所価格などを基準に合理的かつ適正な方法で算出した社内基準価格を仲値として、**仲値と売り・買い仕切価格との差がそれぞれ原則として2.5%（手数料相当額）**となるように設定したものです。

社内基準価格と 売り・買い仕切価格の 関係例	お客様 の 売値	社内基準価格（仲値）		お客様 の 買値
	97.50 ドル	2.5%	100.00 ドル	2.5%

- 仕切価格に手数料相当額が含まれている為、別途手数料を頂戴することはありません。
- 売り・買い仕切価格は、市況の急変、その他の事情により予告なく変更、若しくは売買を中断する場合があります。
- 約定する単価・為替が確定しているため、売買と同時に受渡し金額がわかります。
- 当社では、外国口座管理料は無料とさせていただきます。

以上

外国株式の国内店頭取引について

光証券株式会社

当社とお客様との間における外国株式の国内店頭取引については、以下の点を十分ご理解のうえ取引されるようお願いいたします。なお、このリーフレット及びその他外国株式投資についてご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

1. 取引の開始に当たって

(1) 口座の開設

お客様が外国株式を含む外国証券の取引を注文するためには、あらかじめ当社にお客様名義の外国証券取引口座を開設していただく必要があります。この口座開設に際して、当社では、外国株式を含む外国証券の取引に関してお客様と当社の間での必要事項を定めた外国証券取引口座約款（以下、「約款」）をお客様に交付します。お客様はこの約款をよくご覧いただき、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨が記載された申込書を当社に提出していただきます。

(2) 外国株式の保管等

お客様が当社に保管を委託する外国株式は、混蔵寄託契約によって当社に寄託されることとなります。さらに寄託された外国株式は、お客様分として当社自己分とは口座を区分する等の方法により当社名義で当社が契約する保管機関に寄託し、その国の諸法令及び慣行に従い厳正に保管されます。なお、お客様が、寄託した外国株式について売却又は保管替え等を必要とするときは、当社は所定の手続を経て処理させていただきます。

当社では、外国口座管理料は無料とさせていただきます。

2. 国内店頭取引について

国内店頭取引は、お客様と証券会社との日本国内における相対（あいたい）取引であり、当社としては当社が合理的に算出する時価により、適正な価格で取引を行います。なお、各証券会社はそれぞれこのような方法で適正な価格による取引を行うこととしておりますので、海外の金融商品市場等で売買取引を行う場合とは異なり、それぞれの証券会社によって取引価格が相違することがあります。また、お客様が国内店頭取引を希望されても、すべての外国株式を当社で扱っているわけではありません。さらに当社がお勧めする外国株式は、日本証券業協会の規則に基づき、当社が適格外国金融商品市場で取引が行われていると判断した外国株式であります。お取引が可能な銘柄かどうかについては、当社までお問い合わせください。なお、当社が国内店頭取引によってお客様から買い付けることができる外国株式は、お客様が適法に取得された外国株式で、当社が保管の委託を受けているものに限らせていただきます。

3. 取引に必要な費用

国内店頭取引で外国株式を売買するときは、当社の提示致しております国内店頭取引の売買価格に取引の実行に必要なコスト等が含まれているため、別途の手数料は必要ありません。なお、外貨と円貨との換算を行う場合には、お客様が銀行等で円貨と外貨を交換されるときに適用される対顧客電信相場と同様に、外国株式の買付けの場合は当社の定める売りレート（円貨から外貨）、外国株式の売付けの場合は当社の定める買いレート（外貨から円貨）が適用されます。

4. 外国株式投資とリスク

外国株式への投資には、他の金融商品と同様リスクが伴います。国内の株式や債券に投資する場合と同様に価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがありますが、さらに外国株式投資では、為替リスクやカントリーリスクにも注意を払わなければなりません。お客様の資金の性格に照らして、どれだけリスクを受け入れられるかをよくお考えの上、お客様ご自身の責任と判断で投資対象を決めていただく必要があります。

(1) 価格変動リスク

外国株式の市場価格は、流通市場における需給関係や発行体の情報そして金利動向や経済情勢等を敏感に反映し、変動します。したがって、売却時の市場価格及び為替レートによっては売却益がでる場合も売却損がでる場合もあります。

(2) 流動性リスク

外国株式を含む金融商品は、流通市場における売却が可能とされていますが、市場に一方的な大量の買い注文や売り注文が殺到したり、お客様の売り買いの注文に対応する取引注文が不活発になる等の市場環境の変化により流動性（換金性）が低くなることも考えられます。極端な場合には、国内店頭取引による買い取りが行われなくなる可能性もあります。

(3) 為替リスク

外国株式の取引では、為替レートの変動によるリスクがあります。

(4) カントリーリスク

外国株式は、さまざまな国の発行体によって発行されます。したがって、その国の政治・経済・社会情勢の大きな影響を受けます。

5. 投資の参考情報

当社が取扱う外国株式については、外国の取引所金融商品市場における直近の終値又は外国金融商品市場における直近の気配その他参考となる情報を、お客様からの求めに応じて提供します。

6. 税金

国内株式と同様に外国株式を国内店頭取引により売却するときには、譲渡益に対して課税される場合があります。また、配当等に対しても課税されます。詳しくは当社までお問い合わせください。

7. 外国証券情報と当社からの勧誘によらない場合の発注について

当社からの勧誘に基づきお買い付けいただく場合には、予め若しくは同時に当社からその銘柄の外国証券情報を渡しいたします。当社の勧誘に基づかずにお客様から買い付けの注文をいただいた場合には、御自身の得た投資情報に基づき御自身の意志による旨をご発注時に担当者にお申し出ください。

8. 取引報告書の確認を忘れずに

外国株式の売買取引が成立すると、当社から取引報告書が郵送されます。ここには取引された外国株式の

銘柄名や売買代金等の情報が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、株式譲渡益税の申告等の場合に必要となる取引の証拠書類となりますので大切に保管されることをお勧めします。

手数料等及びリスク等について

- ・ 外国株券等（※1）の取引には、国内の取引所金融商品市場における外国株券の売買等のほか、外国金融商品市場等における委託取引と国内店頭取引の2通りの方法があり、当該取引には所定の手数料等（委託取引の場合は約定代金に対して上限108万円（消費税込み）の委託手数料及びその他現地手数料等（当該諸費用は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。）、国内店頭取引の場合は所定の手数料相当額、等）をご負担いただく場合があります。
- ・ 外国株券等の取引にあたっては、株式相場、為替相場等の変動や、投資信託、投資証券の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等（裏付け資産※2）の価格や評価額の変動に伴い、投資対象である外国株券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、金融商品の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。

※1 外国株券等には、外国市場上場の外国株券、新株予約権証券、上場投資信託、上場投資証券等を含みます。

※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※3 上記の手数料の消費税は、平成28年7月1日現在を基準（税率8%）として記載しておりますが、税制改正により税率改正が行われた場合には、改正新税率が適用されます。

当社の概要

商号等 : 光証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第30号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

この資料は投資判断の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を目的としたものではありません。投資に関する最終決定は、お客様ご自身でご判断下さい。また、この資料は提供されたお客様限りでご利用ください。本資料は信頼できる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。掲載の意見や予測は資料作成時点での判断であり、予告なく変更されることがあります。当社は本資料に記載された会社の証券など金融商品を自己勘定で売買することがあります。